

第6次太子町総合計画策定方針(修正版)

I. 計画策定の趣旨

＜第5次総合計画の計画期間の満了＞

- 本町では、平成28(2016)年3月に「第5次太子町総合計画」を策定しました。
- 「人と自然と歴史が交流し、未来へつなぐ和のまち“たいし”」をコンセプトにまちづくりを進めてきましたが、当計画が令和8(2026)年3月に計画期間の満了となります。

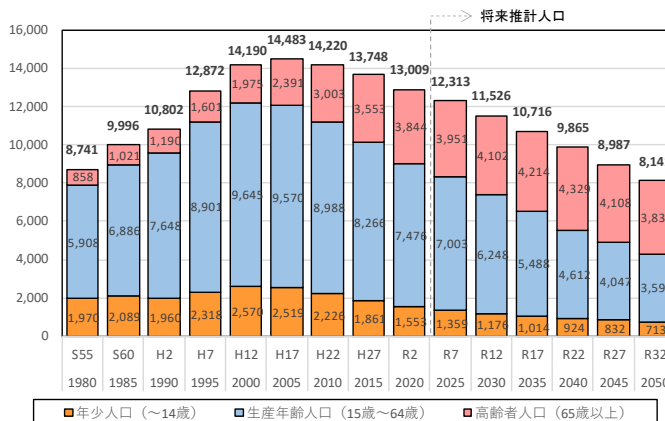


図1 将来人口推計

出典：令和2年まで：国勢調査、
令和7年以降：日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)

＜全国的な社会・経済動向の変化＞

- 我が国の人口は、平成20(2008)年をピークに減少局面に入っており、世界に先立って超高齢化社会を迎えています。
- また、平成23(2011)年の東日本大震災の発生以降、平成28(2016)年の熊本地震、令和6(2024)年の能登半島地震など大規模地震が続き、防災の重要性が再認識されるようになってきました。
- さらに、デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展、脱炭素化・循環型社会実現に向けた機運の高まり、働き方改革、ダイバーシティ(多様性)など、社会のあり方や人々の価値観、ライフスタイルも大きく変化しつつあります。

＜近年の本町の動向＞

- 本町においても、全国と同様、人口減少・少子高齢化が進行しつつあります(図1参照)。
- また、令和5(2023)年12月に、本町の地域の移動を支えてきた金剛バスが廃止され、地域の公共交通が再編されるなど、本町においても様々な変化があります。

＜総合的で計画的な行政運営の指針としての総合計画の策定＞

- このような状況を踏まえながら、子どもから高齢者まで誰もが幸せに暮らし笑顔溢れるまちを築き、次の世代へと引き継いでいくためには、住民、事業者、行政が一体となって、様々な課題に対して適切に対応していくことが重要です。
- そこで、住民等との協働のもと、本町が目指すべき将来像を示し、それを実現するための道筋を明らかにするため、総合的かつ計画的な行政運営の指針として、第6次総合計画を策定します。

Ⅱ. 計画策定にあたっての着眼点

着眼点1 人口減少の急速な進行、社会増減の回復傾向

- ・ **本町の令和 2(2020)年の人口は、平成 28(2016)年に策定した人口ビジョンの推計を下回っています** (図 2 参照)。
- ・ これは人口ビジョンを基に作成した**総合戦略の施策**が十分に**効果をあげられなかった**ことを示します。
- ・ 一方、平成 29(2017)年以降、**社会増減は回復傾向で、転入者の増加**が同えます。(図 3 参照)。
- ・ 総合計画の策定にあたっては、このような**人口推移とその要因**を十分に調査し、**計画の成果と成果があげられなかった部分**を踏まえ、検討を行うことが必要です。

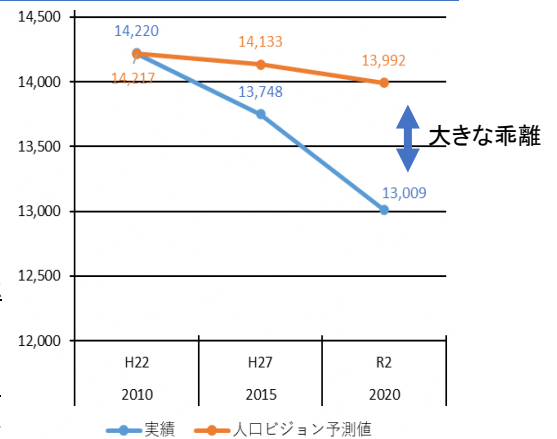


図 2 人口ビジョンと実績値の推移
出典：国勢調査、太子町人口ビジョン

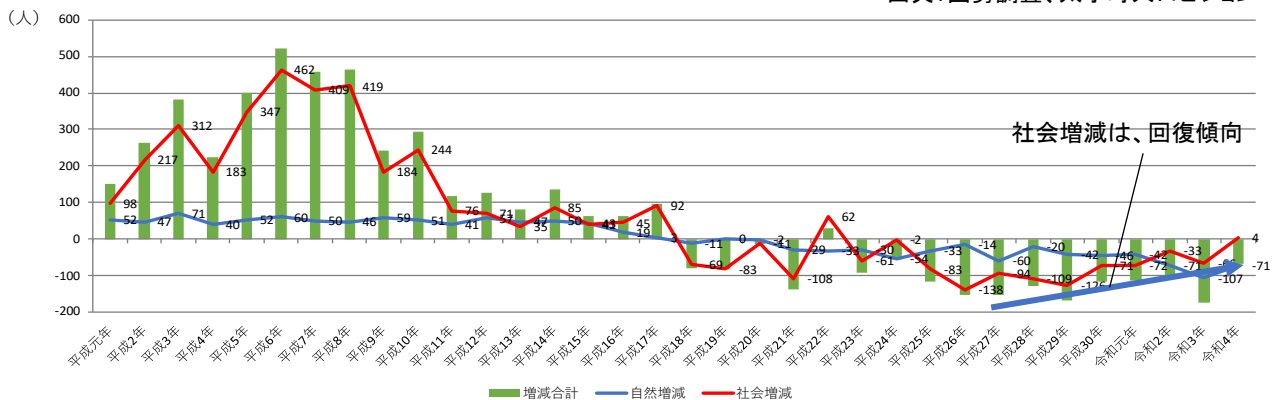
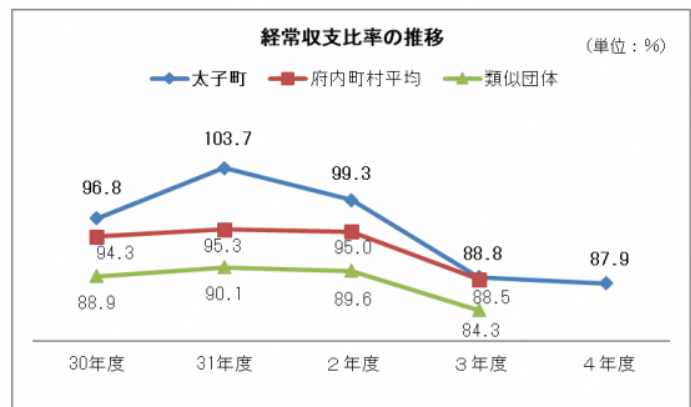


図 3 自然増減、社会増減 出典：各年度末現在住民基本台帳人口

着眼点2 厳しい財政事情

- ・ 本町の令和 4(2022)年度の**歳入は約 101 億円、歳出は約 99 億円**であり、**歳入と歳出のバランス**がとれた行財政運営が行われています。
- ・ しかし、歳入の大部分を占める**一般会計の約 64.5%は依存財源**です。また、歳出の大部分を占める一般会計で最も大きな割合を占める**民生費(32.9%)は、今後の高齢化により大幅に増加**することが予想されます。
- ・ また、財政運営の弾力性を示す**経常収支比率**(図 4 参照)は、令和 4(2022)年度で87.9%と改善しつつあるものの、依然として**柔軟な財政運営が可能な水準とは言えない**状況です。
- ・ 今後、人口減少が進み税収が減少することが見込まれる中、さらなる**行財政運営の効率化や住民等との協働**など新たな行政サービス提供手法の推進が必要です。



※令和 4年度の府内町村平均及び類似団体平均については、令和 5年 9月末時点で未公表のため反映されていません。

図 4 経常収支比率の推移 出典：「まちの台所事情」(太子町)

着眼点3 バス再編をはじめとした住環境の変化

- ・ 本町では、令和 5（2023）年 12 月に、長い間、地域の移動を支えてきた金剛バスが廃止され、「金剛ふるさとバス（近鉄バス）」と「たいしのってこバス」に再編されました。
- ・ 公共交通の変化は住民の生活に大きな影響を及ぼすものであり、公共交通の再編を踏まえた、新たな都市構造の構築が必要です。

着眼点4 文化財、観光、産業等に関わる新たなまちづくりやまちの動向

- ・ 本町では、令和 3（2021）年 3 月に叡福寺周辺地区に加え「竹内街道周辺地区」が景観計画区域に指定され、また令和 4（2022）年 3 月には「太子町観光まちづくりビジョン（後期）」が策定されました。
- ・ また、地域未来投資促進法に基づき、令和 5（2023）年 3 月に「大阪府太子町基本計画」が国の同意を受け、条件に合致する事業者は国の支援等を受けることができるようになりました。
- ・ 一方、近年では、本町の主要な産業である農業については、農業従事者が減少する方向にあります。
- ・ このような新たなまちづくりやまちの動向を踏まえ、地域の活性化に資する施策の展開が必要です。

着眼点5 持続可能性に対する意識の高まり

- ・ 貧困、紛争、気候変動、感染症など、人類は、これまでになかったような数多くの課題に直面し、このままでは、人類が安定して暮らし続けることができなくなると心配されています。
- ・ そんな危機感から、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて、令和 12（2030）年にまでに達成すべき具体的な目標として「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）」が定められました。
- ・ この目標は、日本国民の間にも広く浸透しつつあり、多くの自治体の総合計画でも配慮がなされています。本町においても、本目標を地域社会において実現していくための施策展開を図っていく必要があります。

着眼点6 自然や歴史・文化、社会環境などの本町の特色・特性

- ・ 本町の総面積は 14.17 ㎢で、コンパクトにまとまった「まち」です。東に二上山がそびえ、豊かな緑と聖徳太子ゆかりの歴史に包まれています。
- ・ また、大阪市等の大都市に近接し、喜志駅や上ノ太子駅へもアクセスしやすく、高速道路の IC を有するなど、地理的な優位性を有しています。
- ・ 計画策定にあたっては、このような本町の特色・特性を活かしていくことが重要です。

Ⅲ. 計画策定方針

方針1 住民の声を聴き、住民とともに計画を策定する

- ・ コンパクトな「まち」である本町のスケールメリットを活かすためにも、住民の声にしっかりと耳を傾けることが重要です。
- ・ 計画の策定にあたっては、住民ワークショップやアンケート調査、パブリックコメント等を通じて、積極的に住民の参画を図ります。

方針2 人口減少、少子・高齢化を本町の最重要課題としてとらえる

- ・ 本町の人口は、今後も減少が予想され、少子・高齢化もさらに進行し、これらの問題は本町の最も重要な課題です。
- ・ そのため、総合計画の策定にあたっては、人口減少、少子・高齢化対策を図る総合戦略を本計画の重点プロジェクトに位置付けます。

方針3 現計画の評価をしっかりと行い、その課題の下に新たな計画を策定する

- ・ 本町の人口は人口ビジョンの推計を下回っており、総合戦略の施策の効果が十分にあげていないことが伺えます。
- ・ そのため、総合計画の策定にあたっては、現計画に基づく施策の評価をしっかりと行い、その課題認識の下に検討を行います。

方針4 財政運営持続可能性確保の基に策定する

- ・ 本町の財政運営は、今後人口が減少することを考慮すると、増々厳しくなることが予想されます。
- ・ そのため、総合計画の策定にあたっては、今後の財政運営の持続可能性の確保を基に検討を行います。

方針5 社会・経済状況の変化や新たなまちの動向を踏まえる

- ・ コロナの終息に伴うインバウンドの増加といった全国的な動向から、本町におけるバスの再編や地域産業の変容まで、本町を取り巻く社会・経済状況等は刻々と変化しています。
- ・ そのため、総合計画の策定にあたっては、このような社会・経済状況の変化やまちの動向を十分に踏まえ検討を行います。

方針6 自然や歴史・文化、社会環境など、本町の特色・特性を積極的に活かす

- ・ 本町の強みは、豊かな自然が残り、培われてきた歴史・文化が息づいていることであり、今後、様々なまちづくりが進んだとしても、これらを活かすという基本的な考え方は変わりません。
- ・ そのため、総合計画の策定にあたっては、改めて本町の特色や特性を振り返り、その強みを積極的に活かした検討を行います。

方針7 SDGsと連携した施策を展開する

- ・ 世界的な持続可能性の機運の高まりの中、地域のまちづくりにおいても持続可能性が求められています。
- ・ そのため、総合計画の策定にあたっては、地域社会においてSDGsに定められた目標の実現を図れるよう施策検討を行います。

方針8

住民等※との協働の基に公共サービスの質の向上を図る

- ・ 財政運営が益々厳しくなる中、行政だけでは十分な公共サービスを提供することが難しくなりつつあります。
- ・ そのため、各種施策の実施において、住民等との協働により一層の成果が得られるものは、積極的に協働を推進していきます。

※「住民等」とは、一般住民の他、民間事業者、自治組織、NPO 団体など、様々なステークホルダーを含めて表現しています。

IV. 計画の構成と期間

1. 構成

- ・ 総合計画は、大きく「基本構想」、「基本計画」の2段階で構成します。また、「基本計画」の下に「実施計画」を設けます。
- ・ なお、今回の総合計画では、現在の総合計画と同様に、「太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の内容も取り込み、一体的に策定するものとします。

○基本構想

- ・ 本町を取り巻く社会・経済状況等の変化を踏まえ、中長期的な視点に立ち、本町の将来像としてまちづくりのビジョンと方向性（基本理念、基本目標、将来人口、土地利用方針等）を定めます。

○基本計画

- ・ 基本構想に掲げる基本理念や基本目標等の実現に向け、本町が取り組むべき施策等の方向性を分野別に達成すべき目標とあわせて定めます。

○実施計画

- ・ 基本計画に掲げる施策等を実現するため個別の具体的な取り組み(事務事業)を実施計画として定めます。
- ・ 実施計画は、毎年度ローリング方式で更新して、予算編成の指針とします。

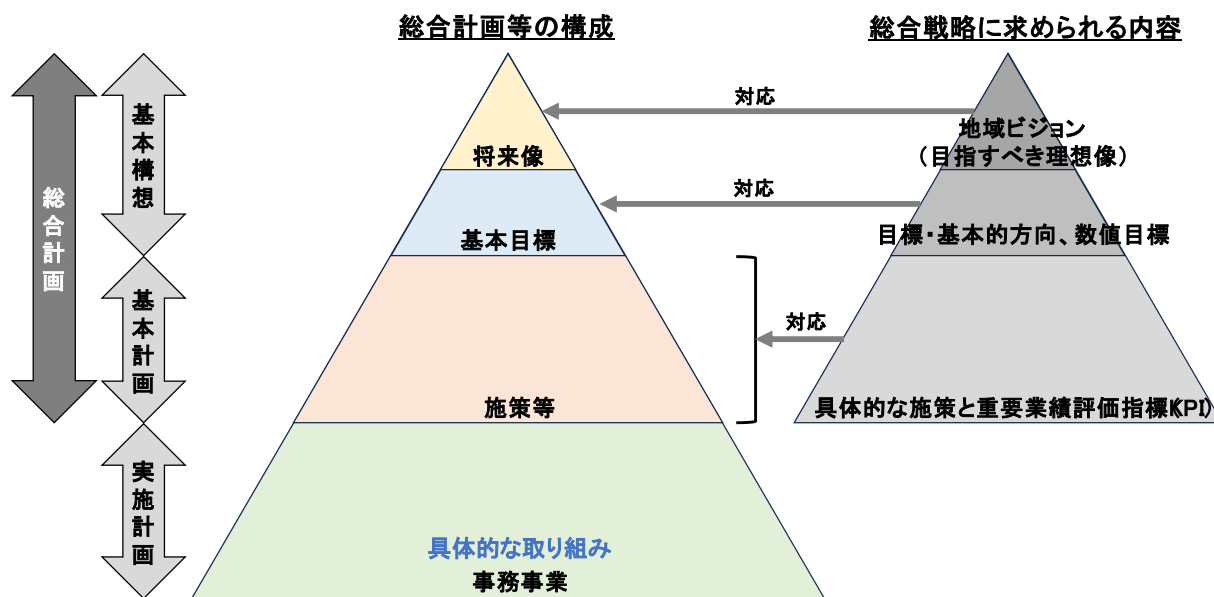


図 5 総合計画等の構成

2. 期間

- ・ 中長期的なまちづくりを見据えるとともに、変化する社会・経済状況等への対応を踏まえ、計画期間を以下のように設定します。

○基本構想

- ・ 中長期的な視点でまちの将来像を示し、継続的な取組みの方針を示すものであることから、計画期間を10年間（令和8（2026）年度～令和17（2035）年度）とします。

○基本計画

- ・ 具体的な施策等やその方向性を示すものであり、前期、後期の各5年間を計画期間とします。
- ・ 前期が終了すれば施策等の進捗状況等を評価し、後期基本計画の策定に反映します。
前期：5年間（令和8（2026）年度～令和12（2030）年度）
後期：5年間（令和13（2031）年度～令和17（2035）年度）

○実施計画

- ・ 施策等に基づく事務事業やその方向性を示すものであり、3年間を計画期間とします。
- ・ 毎年、PDCAによる評価を行い（ローリング）、次期の事務事業に反映します。

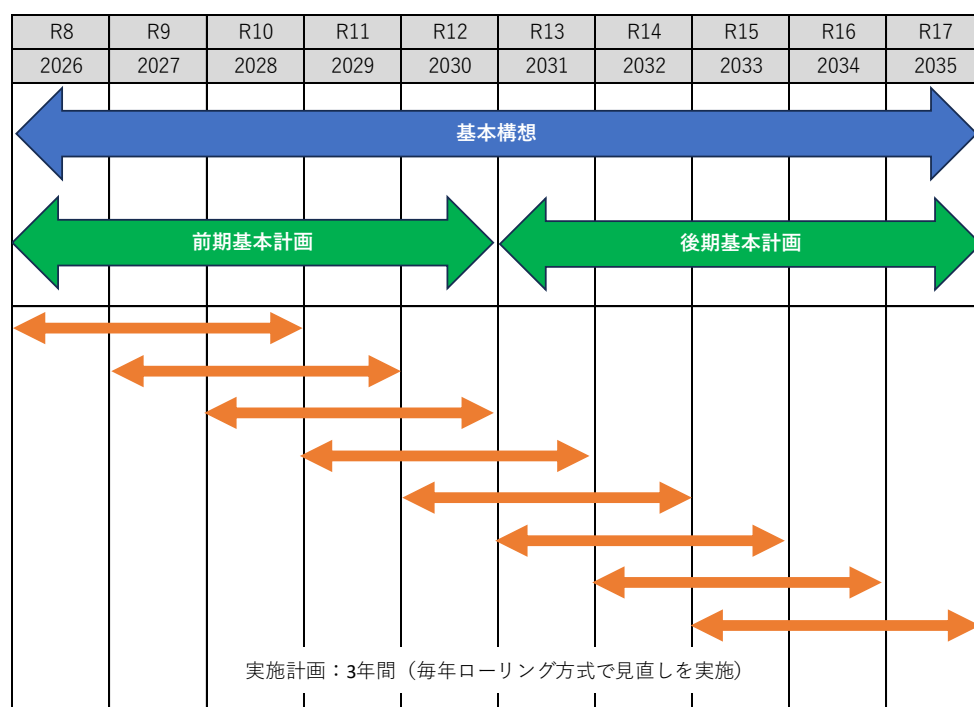


図 6 計画の期間

V. 策定体制

1. 議会

- ・ 総合計画の策定過程において随時報告を行うとともに、まちづくりの主体（住民、議会、行政）の参画による計画策定を推進し、計画策定にあたって議決をいただきます。

2. 総合計画審議会

- ・ 町長の諮問に応じ、総合計画の調整その他その実施に関し、必要な事項について調査審議していただき、結果の答申をいただきます。

3. 庁内体制

①総合計画策定委員会

- ・ 副町長を会長、教育長を副会長とし、政策総務部長、まちづくり推進部長、健康福祉部長、教育次長を委員として構成します。
- ・ 策定委員会は、策定部会において作成された基本構想素案及び基本計画素案（以下「基本構想等素案」という）を審議します。

②策定部会

- ・ 策定部会は、策定部会長及び策定部会員で組織し、課長または課長補佐で構成します。
- ・ 策定部会は、基本構想等素案の作成を行います。

③作業部会

- ・ 作業部会は、各課からの主査、副主査、主事等の課員によって構成します。
- ・ 作業部会は策定部会の指示に基づき、必要に応じて基本構想等素案の作成補助を行います。

4. 住民参加

- ・ 計画策定にあたり、以下の機会により住民参画を図ります。
 - 住民公募委員（総合計画審議会）
 - 住民アンケート調査
 - 住民、中学生ワークショップ
 - パブリックコメント

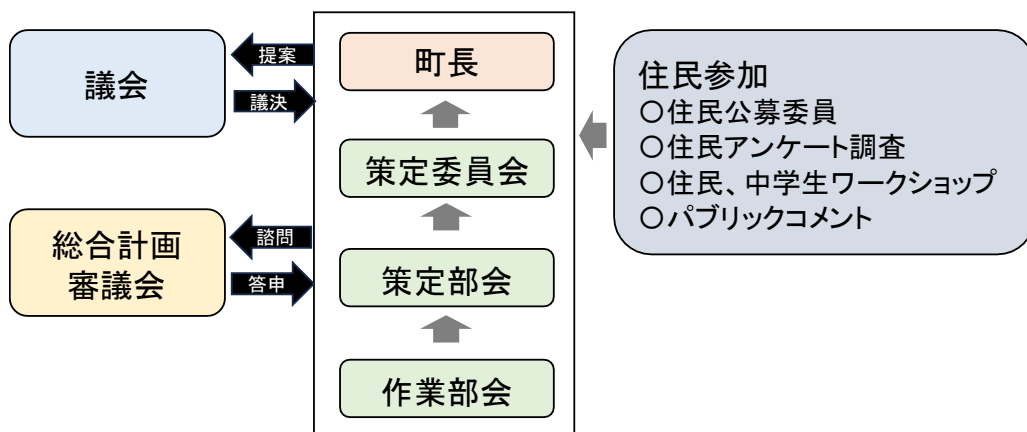


図 7 策定体制

VI. スケジュール

- 各会議等のスケジュールは、以下の通りです。

表 1 スケジュール(予定)

	議会	総合計画 審議会	策定 委員会	策定部会	作業部会	住民参加
令和6 年度	4月					審議会委員 公募
	5月					
	6月					
	7月	第1回	第1回			
	8月					住民アン ケート
	9月					
	10月		第2回	第1回		
	11月	第2回				中学生WS
	12月					住民WS
	1月				職員WS	
	2月	第3回	第3回	第2回		
	3月	3月議会				
令和7 年度	4月			第3回		
	5月	第4回	第4回			
	6月					
	7月					
	8月		第5回	第4回		
	9月	第5回				
	10月					
	11月	第6回	第6回	第5回		
	12月	12月議会				パブリック コメント
	1月					
	2月	第7回	第7回	第6回		
	3月	3月議会				

VII. 会議の内容

- ・ 各会議等の内容は以下の通りです。

表 2 会議内容(予定)

	総合計画審議会	策定委員会	策定部会
第1回	・ 第6次太子町総合計画策定方針について ・ 住民アンケート調査の実施について		—
第2回 (第1回)※1	・ 人口ビジョンの検証について ・ 住民アンケート調査結果について ・ ワークショップの開催について		・ 第6次太子町総合計画策定方針について ・ 人口ビジョンの検証について ・ ワークショップの開催について
第3回 (第2回)※1	・ まちづくりワークショップ結果について ・ 現行計画の進捗状況について ・ 課題の整理について		
第4回 (第3回)※1	・ 基本構想(素案)について		
第5回 (第4回)※1	・ 基本計画(素案)について		
第6回 (第5回)※1	・ 総合計画(素案)について		
第7回 (第6回)※1	・ パブリックコメントと総合計画(案)への反映について		

※1:カッコ内は、策定部会の回数。

※2:作業部会は、ワークショップを想定しています。